8　議定書附属書Cのグループ3に属する物質
一　生産量　0トン
二　消費量　0トン
三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン
四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン
9　議定書附属書Eのグループ1に属する物質
一　生産量　0トン
二　消費量　0トン
三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン
四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

○防衛省告示第百五十号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成三十年七月五日　　防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成三十年七月十二日及び同月十三日の〇六〇〇から一八三〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十一号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成三十年七月五日　　防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成三十年七月十二日及び同月十三日の〇六〇〇から一八三〇まで

区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域

実施艦等　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年七月五日　　防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成三十年七月十二日の〇七〇〇から一七〇〇まで（予備、同月十三日の〇七〇〇から一二〇〇まで）

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年七月五日　　防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成三十年七月十七日（予備、同月十八日）の〇七〇〇から一七〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年七月五日　　防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成三十年七月一八日（予備、同月十九日及び同月二十日）までの間、毎日〇六〇〇から一九〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年七月五日　　防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成三十年七月十八日（予備、同月十九日及び同月二十日）までの間、毎日〇六〇〇から一九〇〇まで

区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域

実施艦等　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年七月五日　　防衛大臣　小野寺五典